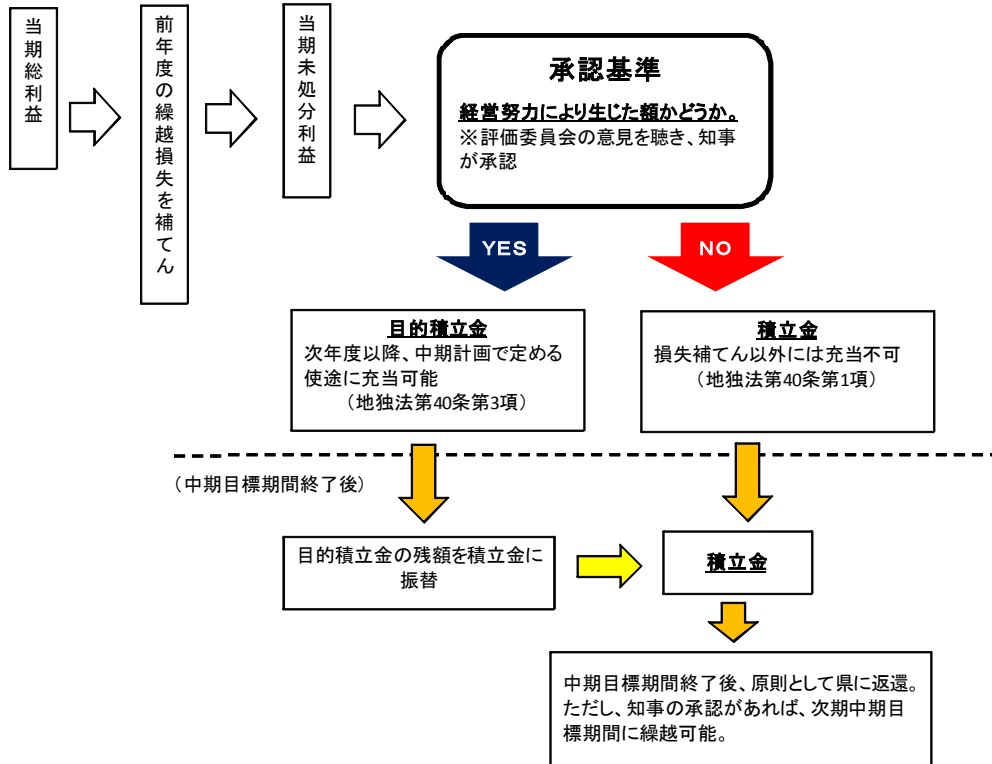


公立大学法人青森県立保健大学の利益処分承認の考え方について

1 利益処分の流れ



2 経営努力の具体的な取扱いについて

- (1) 自己収入から生じた利益
経営努力を認定→目的積立金
- (2) 運営費交付金収益から業務効率化等によって生じた利益
原則として経営努力を認定→目的積立金

例外

学部並びに修士及び博士課程の学生収容定員の合計の充足率が90%を下回った場合、未充足学生分の教育経費相当額分を積立金に整理し、中期目標期間終了時に県に返還する。

ー考え方ー

- ① 教育研究という大学の業務の特性からは、事業を予定どおり行えば収支が均衡するものであることを踏まえ、予定どおり事業を行った結果剰余金が発生した場合には、法人の業務効率化等の結果とすることが妥当とされており、具体的には、客観的指標である学生収容定員を在籍者が満たしていることをもって行うべき事業を行ったことを説明する取扱いとしている。

- ② 地方独立行政法人制度において、利益処分の承認は、経営努力のインセンティブを法人に与えるための仕組みであるが、基準が厳格すぎると法人へ二重の業務効率化を課すこととなり、インセンティブが損なわれる可能性がある。また、本県では、運営費交付金算定に当たり、プロパー職員人件費や物件費に対し効率化係数を課して業務効率化を先取りしていることから、既に一定程度の経営努力が行われたものとして取り扱うことが妥当と判断する。

【地方独立行政法人法】

(利益及び損失の処理等)

- 第40条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第3項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第1項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第26条第2項第6号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 (略)
- 5 設立団体の長は、前二項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 6～7 (略)